

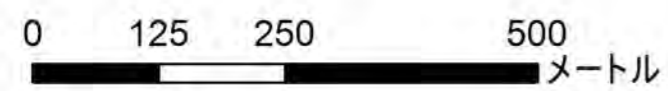
流通業務施設の配置及び公共施設等の配置

凡 例	
	流通業務団地
	卸売業の用に供する施設
	中央卸売市場
	運輸関連施設
	自動車専用道路
	幹線道路
	区画街路
	都市計画公園、緑地
	河川敷
	護岸敷
	公益的施設
	下水道施設 雨水ポンプ場

建築制限

凡 例	
	壁面の位置の制限 道路境界線から5M
高さの制限は行わない。	
	$\frac{300}{60}$
その他の区域	$\frac{200}{60}$
上記の数字は次の内容を示す。	
	建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の制限(%以下)
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の制限(%以下)

凡 例	名 称	面 積	決 定	最終変更
	広島市西部流通業務地区	約 188ha	昭和51年9月17日 広島県告示第687号	平成 3年 4月 8日 広島県告示第538号
	広島市西部流通業務団地	約 143ha	昭和51年9月17日 広島県告示第688号	平成13年11月 7日 広島市告示第389号



広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)流通業務地区等